

プレッツサービス規定（個人用）

第1条（目的） 本規定は、カード発行会社（以下「当社」という。）および株式会社ジェーシービー（以下「JCB」という。）が提供するプレッツポイントサービス（以下「本サービス」という。）の利用方法について定めたものです。本規定は、当社およびJCB（以下「両社」という。）所定の会員規約で定める会員のうち、当社が本サービスの機能を有するアプリケーションを格納したICチップを一体として組み込んだICカード（以下「ICカード」という。）を貸与した方に適用されます。

第2条（総則） 1. 本サービスは、JCBおよびプレッツ協議会が定めた規則等に従い、両社が提供するポイントサービスプログラムをいいます。2. ICカードの貸与を受けた会員（以下「プレッツ会員」という。）は、本規定を承認のうえ、本サービスを利用するものとします。3. 両社は、本サービスの提供に必要な業務の一部を、株式会社日本ポイントアネックス（以下「JPA」という。）に委託するものとし、本サービスにおけるプレッツポイント（以下「ポイント」という。）の管理に必要な業務はJPAが行います。

第3条（ICカード） 1. 両社は、本サービスの利用に必要なアプリケーション等をICカード上のICチップに格納します。2. 本サービスの利用にあたり、ICカードは、ICカード上に表示されたプレッツ会員本人以外の方は利用できません。3. プレッツ会員は、善良なる管理者の注意をもってICカードを使用し管理するものとし、紛失・盗難等により他人にICカードを使用されたことによって本サービスに関して生じた損害等について、両社は一切責任を負いません。ただし、プレッツ会員に故意または過失が存在しない場合には、この限りではありません。

第4条（情報の提供） 両社は、第2条第3項に基づく業務委託に際し、JPAが委託業務を履行するために必要な会員の個人情報（氏名、性別、生年月日、プレッツサービス入会日、ポイント残高、プレッツサービス最終利用日、クレジットカード番号、クレジットカード有効期限）の取扱いをJPAに対して委託します。

第5条（ポイント） 1. プレッツ会員毎の利用可能ポイントの総数（以下「ポイント残高」という。）は、ポイントの増減その他ポイントに関する管理等は、JPAの管理運営するコンピュータシステム（以下「管理センター」という。）およびICカードにおいて行われるものとします。2. ポイント残高は、原則として、第7条のポイント付与により付与されたポイント総数から第6条のポイント還元により還元したポイント総数を差し引いたポイント数となります。ただし、ポイント付与当日は、当該ポイントがポイント残高に反映されない場合があります。3. ポイント残高を換金することはできません。

第6条（ポイント還元） 1. プレッツ会員は、JPA所定のプレッツ取扱標識が掲示されているプレッツ加盟店（以下「プレッツ加盟店」という。）において、商品を購入またはサービス等の提供を受けるに際し、ICカードを提示のうえ、ポイント還元することおよび還元するポイント数を申し出ることで、商品・サービス等の代金金額の全部または一部の支払いに充てることができ、また、「ポイント還元」という。）ができます。また、商品・サービス等の代金金額を超えてポイント還元をすることはできません。2. 前項の支払いの充当は1ポイントあたり1円とします。

第7条（ポイント付与） プレッツ会員は、プレッツ加盟店において、ICカードを提示のうえ、ポイント付与の申し出を行うことにより、購入する商品・サービス等の代金金額（消費税その他両社が別途公表する所定の費用を除く。）に応じて提供されるポイントの付与を受けることができます。

第8条（ポイント取引の申し出、ポイント増減等の確認） 1. プレッツ会員は、現金払い、クレジットカード・デビットカード払い、電子マネー・ギフトカードの使用、その他当該プレッツ加盟店において利用可能なすべての支払い方法において、ポイント還元またはポイント付与（以下併せて「ポイント取引」という。）を受けることができます。ただし、会員規約で定める家族会員が、家族カードによるクレジットカード払いに際してポイント還元をする場合には、会員規約で定める本会員のプレッツ加盟店に対する商品・サービス等の代金金額の全部または一部の支払いとして充当されます。また、割引券、優待券、引換券、招待券その他のサービスとは原則として併用できません。2. プレッツ会員は、商品・サービス等を購入するに際して、ポイント取引を希望する場合、必ず、商品・サービス等の購入代金の支払い前にその旨を申し出るものとします。事前の申し出がない場合、ポイント取引を行うことはできません。3. ポイント取引が行われた場合、プレッツ加盟店からポイント増減等の内容が記載されたレシート（以下「ポイントレシート」という。）が交付されます。プレッツ会員は、ポイントレシートによりポイント増減等の内容を確認するものとします。ただし、ポイントレシート記載のポイント残高については、当日に付与されたポイントが反映されていない場合があります。4. プレッツ会員は、前項のポイントレシートの内容に間違いがある場合、その場で直ちに当該プレッツ加盟店にその旨を伝え、当該プレッツ加盟店との間で解決するものとします。

第9条（ポイント残高照会） プレッツ会員は、プレッツ加盟店に設置されている端末機（以下「端末機」という。）およびJPAまたは両社所定の方法によりポイント残高を確認することができます。

第10条（売買契約等解消時の処理） 1. プレッツ会員は、ポイント付与を受けた商品・サービス等の売買契約等について解除、取消し等により解消する場合、ポイントレシートとともにICカードを提示して、付与されたポイントを減らす措置を取るものとします。ただし、ポイント残高が減るポイントに満たない場合、1ポイントあたり1円を現金にて精算するものとします。2. プレッツ会員は、ポイント還元をした商品・サービス等の売買契約等を解除、取消し等により解消する場合、ポイント還元を行ったプレッツ加盟店に、ICカードおよび第8条に定めるポイントレシートを提示することにより、ポイント還元の取消しを行い、還元したポイントを復元することができます。

第11条（ポイントの有効期限） ポイントの有効期限はポイント増減等の行われた最後の日から2年間とし、有効期限内にポイント増減等が行われなかった場合、ポイント残高はすべて失効するものとします。

第12条（紛失、盗難の届出） プレッツ会員は、ICカードの紛失、盗難にあった場合には、直ちに当社またはJCBに通知するものとします。当社またはJCBは、その通知を受けた後、JPAに対し当該カードによるポイント還元取引を停止するよう要請するものとします。

第13条（他ポイント提供事業者とのポイント交換） 1. プレッツ会員は、ポイント残高の一部または全部を他のポイント提供事業者がプレッツ会員に提供する他のポイント（以下「他ポイント」という。）に交換できる場合があります。2. プレッツ会員は、他ポイントを本サービスのポイントに交換できる場合があります。3. 前2項のポイントの交換に関しては、両社および他のポイント提供事業者が通知または公表する方法に従うものとします。

第14条（複数枚カード） プレッツ会員は、両社または両社以外のものから複数枚の本サービス機能を有するICカードの貸与を受けた場合であっても、これらのICカードのポイント残高を任意の1枚のICカードのポイント残高として合算することはできません。

第15条（本サービスの利用の制限） プレッツ会員は、以下の各号のいずれかに該当する場合、プレッツ加盟店において本サービスの利用ができないことがあります。(1)ICカードに破損、毀損、故障その他の異常が認められる場合。(2)ICカードに偽造、変造その他不正のポイントが格納されていた場合、またはその恐れがある場合。(3)プレッツ会員が本規定または会員規約に違反した場合、またはその恐れがあると当社またはJCBが合理的に認めた場合。(4)前各号のほかプレッツ会員による本サービスの利用を当社またはJCBが不適当と合理的に認めた場合

第16条（プレッツ会員資格の喪失等） 1. 当社またはJCBは、プレッツ会員が本規定に違反した場合、またはプレッツ会員の本サービスの利用を不適当と合理的に認めた場合には、事前の通知をすることなく、プレッツ会員資格を喪失させることがあります。2. プレッツ会員は、会員規約に基づき会員資格を喪失した場合、本規定に基づくプレッツ会員資格も喪失します。3. プレッツ会員がプレッツ会員資格を喪失した場合、ポイント残高はすべて失効するものとします。

第17条（本サービスの変更、停止、終了） 両社が必要と認めた場合には、両社は通知または公表し一定の周知期間を設けたうえで、本サービスの内容を変更し、あるいは本サービスの全部または一部を停止または終了することがあります。

第18条（本規定の改定等） 本規定が改定され、両社がその内容を通知または公表した後にプレッツ会員が本サービスを利用した場合には、当該変更事項を承認したものとみなします。

第19条（適用関係等） 1. プレッツ会員がICカードを利用する場合、会員規約のほか、本規定が適用されます。2. 本規定に定めのある事項については本規定が優先して適用され、本規定に定めのない事項については会員規約が適用されます。3. 本規定で特に定めるほか、本規定における用語は、会員規約におけるのと同様の意味を有するものとします。

※本規定第1条の「カード発行会社」は、会員の所属カード会社名に読み替えます。カード発行会社が株式会社ジェーシービーの場合、本規定の「当社」、「両社」、「当社またはJCB」は、「JCB」と読み替えます。

(PSK99・555・20071128)